年12月末日の経過をもって終了することに伴い、本件ゴルフ場の会員（以下「会員債権者」という）との会員契約を終了させるとともに、会員債権者及び会社の親会社である株式会社アイランドゴルフ以外の一般債権者に対し、債権額全額の弁済を実現することを基本方針として作成したものである。

第２　通則

１　協定案の対象となる債権

本協定案の対象となる債権は、会社に対し、発生した債権とする。

２　定義

⑴　預託金債権

会社に対し、本件ゴルフ場に係る会員契約に基づく預託金債権を有している債権者の保有する債権をいう。

⑵　特別清算手続関連債権

特別清算手続のために会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する会社に対する費用請求権をいう。

⑶　一般優先債権

国税徴収法又はその例により徴収される債権、労働債権等一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。

⑷　一般協定債権

会社に対し発生した金銭債権から、預託金債権、特別清算手続関連債権及び一般優先債権を除いた債権をいう。

第３　預託金債権及び一般協定債権の権利変更及び弁済方法

１　預託金債権及び一般協定債権の権利変更

⑴　預託金債権及び一般協定債権（株式会社アイランドゴルフの債権を除く）については、本協定案の認可決定確定日の属する月の末日から２か月以内に、別紙預託金債権者一覧表及び別紙一般債権者一覧表の債権額欄記載の債権額全額を支払う。

⑵　一般協定債権のうち、株式会社アイランドゴルフの債権については、会社の資産の換価が完了した日から２か月以内に、会社の残余財産から前記⑴に基づく弁済金、一般優先債権及び特別清算手続関連債権を控除した残額と株式会社アイランドゴルフの債権とのうちいずれか低い額を支払うものとし、同弁済時にその残額につき全額免除を受ける。

２　会員契約の解除

預託金債権者と会社との間の本件ゴルフ場に係る会員契約は、本協定案の認可決定確定時に当然に解除される。

なお、本協定の認可決定確定時（本件ゴルフ場に係る会員契約解除の日）が、平成29年12月末日に先立つ場合であっても、会員債権者は、平成29年12月末日まで本件ゴルフ場を会員料金にて利用することができる。

３　弁済の方法

⑴　預託金債権及び一般協定債権に対する弁済は、同債権者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は会社の負担とする。但し、本協定案に定める弁済期日の１週間前までに、会社に対して金融機関の預貯金口座を指定しなかった債権者に対する弁済は、会社の本店において行う。

⑵　預託金債権及び一般協定債権を弁済するにあたり、会社が当該債権者に対して既に期限の到来した反対債権（未納年会費請求権等）を有する場合、本協定案に基づく弁済金とこの反対債権とを相殺した残額を支払うことをもって、本協定案に基づく弁済金の弁済とする。

第４　特別清算手続関連債権及び一般優先債権

特別清算手続関連債権及び一般優先債権については随時弁済する。

（別紙省略）

以上

神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（ヒ）第５号

長崎市京泊３丁目５番24号

清算株式会社　長崎フーズ株式会社

１　決定年月日　平成29年12月６日

２　主文　本件協定を認可する。

協定

第１　通則

１　利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

２　弁済の場所及び端数の処理

⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算会社の負担とする。

⑵　割合弁済の結果生じる１円未満は切り捨てる。

第２　一般債権

１　定義

一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。

２　一般債権の弁済及び免除

本協定認可確定後２週間以内に、第１の１の免除後の一般債権の全額を支払う。

３　不足が生じた場合

仮に、第２項の支払原資が不足した場合、関連会社から清算会社に対して、その原資に当たる金額を貸し付けることで調達して支払う。

第３　関連会社債権

１　関連会社債権の定義

関連会社債権とは、協定債権のうち長崎魚市株式会社が有するものをいう。

２　関連会社債権についての免除

関連会社債権については、第２の第２項の支払を行ってもなお金銭が残る場合には、当該金銭から手続費用及び未払の公租公課を支払った残額を関連会社に対して支払い、残った債権については、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。

３　不足が生じた場合

仮に、第２項の公租公課を支払うための原資が不足した場合、関連会社から清算会社に対して、その原資に当たる金額を貸し付けることで調達して支払う。

長崎地方裁判所

監督命令

平成２９年（再）第４号

北海道小樽市築港11番５号

再生債務者　株式会社小樽ベイシティ開発

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　札幌市中央区大通西９丁目３番33キタコーセンタービルディング８階　太田・遠藤法律事務所　弁護士　太田　三夫

平成29年12月７日

札幌地方裁判所民事第４部

再生計画認可

平成２９年（再）第３号

福岡市博多区博多駅東２丁目４番14号第２ヤマトビル３Ｆ

再生債務者　株式会社インフィニティ・ジャパン

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成29年12月７日

福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第７６号

兵庫県芦屋市高浜町４番２―1424号

再生債務者　那須　時美

１　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年12月26日まで

４　一般異議申述期間　平成30年１月４日から平成30年１月16日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第８３号

兵庫県西宮市満池谷町５番15―407号

再生債務者　澁谷　晋吾

１　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年12月26日まで

４　一般異議申述期間　平成30年１月４日から平成30年１月16日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第２９３号

札幌市北区麻生町１丁目８番１―203号

再生債務者　吉成　博文

１　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年１月４日まで

４　一般異議申述期間　平成30年１月12日から平成30年１月19日まで

札幌地方裁判所民事第４部